

建設工事にかかる低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直しについて

公共工事の入札及び契約手続の改善については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、総合評価方式の導入、電子入札の導入、一般競争入札の拡大、低入札価格調査制度の導入、最低制限価格の見直し等に取り組んできましたが、更なる改善を行うため、平成22年4月1日より、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直しをしますので、お知らせします。

1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し

低入札価格調査制度	対象	改正前	改正後
		<p>予定価格が2億円以上の一般土木工事等の<u>17</u>工事 工場製作を主とする機械設備工事等の<u>9</u>工事の全て</p>	<p>予定価格が2億円以上の一般土木工事等の<u>19</u>工事 工場製作を主とする機械設備工事等の<u>7</u>工事の全て</p>
	調査基準価格	<p>(直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×<u>60</u>%＋一般管理費×30%)×1.05 ※上記金額が、予定価格の<u>10分の8.5</u>を超える場合は<u>10分の8.5</u>とし、<u>3分の2</u>に満たない場合は<u>3分の2</u>とします。</p>	<p>(直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×<u>70</u>%＋一般管理費×30%)×1.05 ※上記金額が、予定価格の<u>10分の9</u>を超える場合は<u>10分の9</u>とし、<u>10分の7</u>に満たない場合は<u>10分の7</u>とします。</p>
	失格判断基準	<p>対象 A：予定価格が2億円以上の一般土木工事等の<u>17</u>工事 B：工場製作を主とする機械設備工事等の<u>9</u>工事の全て</p> <p>失格判断基準 A：2式のいずれかに該当した場合 ①直接工事費<直接工事費×75% ②共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費<(共通仮設費×70%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%) B：直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費<(直接工事費×75%＋共通仮設費×70%＋現場管理費×<u>60</u>%＋一般管理費×30%)</p>	<p>対象 A：予定価格が2億円以上の一般土木工事等の<u>19</u>工事 B：工場製作を主とする機械設備工事等の<u>7</u>工事の全て</p> <p>失格判断基準 A：2式のいずれかに該当した場合 ①直接工事費<直接工事費×75% ②共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費<(共通仮設費×70%＋現場管理費×<u>70</u>%＋一般管理費×30%) B：直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費<(直接工事費×75%＋共通仮設費×70%＋現場管理費×<u>70</u>%＋一般管理費×30%)</p>
最低制限価格制度	対象	予定価格が2億円未満の一般土木工事等の <u>17</u> 工事	予定価格が2億円未満の一般土木工事等の <u>19</u> 工事
	最低制限価格	<p>(直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×<u>60</u>%＋一般管理費×30%)×1.05 ※上記金額が、予定価格の<u>10分の8.5</u>を超える場合は<u>10分の8.5</u>とし、<u>3分の2</u>に満たない場合は<u>3分の2</u>とします。</p>	<p>(直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×<u>70</u>%＋一般管理費×30%)×1.05 ※上記金額が、予定価格の<u>10分の9</u>を超える場合は<u>10分の9</u>とし、<u>10分の7</u>に満たない場合は<u>10分の7</u>とします。</p>

2 その他

詳細については、名古屋港管理組合低入札価格調査制度等要領をご覧ください。

3 適用の時期

平成22年4月1日以降に公告又は通知する工事に適用します。